

貸与奨学金の返還支援

※主に卒業後の奨学金の返還を支援するもの

募集一覧				
団体	応募期間	対象者	募集要項	備考
キーエンス財団	予備選考：～令和7（2025）年11月14日（金）10時	以下のいずれの各項にも該当する者 なお、他の奨学金等との併用についての制限はありません。 ・2026年3月に日本の大学を最短修業年限にて卒業する見込みがある者 （4年制の学部・学科生に限る。ただし通信教育課程及び夜間学部生、並びに留学生を除く。） ・2025年4月1日現在、23歳以下である者 ・JASSOの貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金を問いません。）を受けている者 ・返還期限猶予の対象者は除く。 ・当財団の4年間給付型奨学金を受けたことがない者 ・在籍大学が当財団からの求めに応じ選考に必要な情報を提供することに同意できる者 ・勉学に励み価値ある大学生活を送っている大学生	キーエンス財団のホームページを確認してください。 https://www.keyence-foundation.or.jp/scholarship03/	
公益財団法人 鹿児島県育英財団	～令和7（2025）年11月28日（金）	次の①・②のいずれかに該当し、かつ、③から⑥までの全てに該当する者 ①鹿児島県内の高等学校等（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）を卒業した者 ②鹿児島県外の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者（県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校を卒業した者に限る。） ③大学又は大学院に在学し、令和9年3月（令和8年度中を含む。）に大学等を卒業（修了）予定の者 ④独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者又は受けていた者 ⑤大学又は大学院を卒業（修了）後、県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者 ⑥鹿児島県等が実施する返還免除の制度が設けられている修学資金等を受給していない者 （例） ・へき地勤務医師等修学資金 ・鹿児島県看護職員修学資金 ・鹿児島県獣医師確保対策修学資金 ・鹿児島県保育士修学資金	公益財団法人鹿児島県育英財団のホームページを確認してください。 http://www.kagoshima-ikuei.jp/wish/return_support_university/	

募集一覧				
団体	応募期間	対象者	募集要項	備考
和歌山県	・第1回 令和7（2025）年 4月1日(火)～令和7年（2025） 7月31日(木) ・第2回 令和7（2025）年 8月1日(金)～令和7（2025）年11月28日(金) ・第3回 令和7（2025）年12月1日(月)～令和8（2026）年 3月24日(火) ※募集人員に達した場合は、期間に関わらず締切	次の（1）～（4） 全てを満たす方 （1） 2027年3月卒業予定の大学生、大学院生、高等専門学校生で、理学、工学、農学、保健の学部等に在籍する方、又は以下のいずれかに該当する方 ・文理融合型の学部等に在籍する方 ・文系の学部等に在籍する方で情報通信系の国家資格等を取得している（見込み含む）方 （2） 就職先が決まっていない者 （3） 参画企業へ研究開発職又は技術職として就職を希望する方 （4） 日本学生支援機構（一種又は二種）、その他貸与型奨学金の貸与を受けている（受ける予定を含む）方	和歌山県のホームページを確認してください。 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/01shin/uturnshushoku/syougakukin_001.html	
公益財団法人東京しごと財団	～令和8（2026）年3月13日（金）17時	1. 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者の技術者として就職を希望している者 ア.大学（短大除く）、大学院、大学校（4年制大学に相当するものに限る）若しくは高等専門学校（専攻科）（学士以上の学位を授与する教育機関）を令和8年3月31日までに卒業又は修了予定の者 イ.登録申込日時点で大学等を卒業又は修了しており、かつ、満35歳未満の者 ウ.登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者 2. 次のアまたはイのいずれかの奨学金を借り入れていること ア.独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金 イ.代理返還制度を実施している公的機関実施の貸与型奨学金で東京しごと財団理事長が認めるもの 3. 他の制度による奨学金の返還免除等を受けていない者	公益財団法人東京しごと財団のホームページを確認してください。 https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/scholarship/boshu/scholarship-toroku.html	

募集一覧				
団体	応募期間	対象者	募集要項	備考
阿波市	～令和7（2025）年12月19日（金）	1. 対象となる奨学金等 ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金 ・社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金 ・阿波市奨学金 ・その他市長が認める奨学金など（例：徳島県奨学金） ※本人名義で借り入れ、返還を行っているものに限ります。また、教育ローンは対象外です。 2. 対象となる方 次の全ての要件を満たすことが必要です。 ・阿波市に住民登録があり、現に居住しており、引き続き交付申請初年度から5年間を超える期間、阿波市に居住する意思がある方 ・高校・大学等の在学中に対象となる奨学金等を借り入れた方 ・平成29年4月1日以降に、対象となる奨学金等の返還を開始した方で、返還を遅延なく行っている方 ・被雇用者、起業者または第1次産業に従事している方（公務員で正規職員の方は除きます） ・市税を滞納していない方 ・他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない方	阿波市のホームページを確認してください。 https://www.city.awa.lg.jp/docs/2024040400017/	
徳島県	～令和8（2026）年1月23日（金）	大学等(大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専門学校(専修学校専門課程))を卒業予定又は既卒の方で、（1）～（4）のすべてに該当する方 （1）日本学生支援機構等の無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与を受けている者、又は受けていた者 （2）徳島県内の事業所に正社員として就業を希望する方（公務員を除く。） ※ 大学等を卒業をした翌年度の9月末までに就業を開始する必要があります。 （3）「令和7年度(令和8年3月に限る。)」又は「令和8年度(令和9年3月以外も含む。)」に、「修業年限以内」に卒業する予定の方 （4）大学等を卒業後、徳島県内に住所を有する予定の方	徳島県のホームページを確認してください。 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/san-gyo/shushokushien/5048099/	

募集一覧				
団体	応募期間	対象者	募集要項	備考
三重県	～令和7（2025）年12月19日（金）	それぞれの要件①～⑤までのすべてを満たす方が対象です。 ①対象者 大学院：博士課程の場合：最終学年の1年前の学年以上 修士課程の場合：1年生以上 大学：3年生以上 ②対象奨学金 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方 ※三重県外在住かつ三重県外大学等在学中の方は、第一種奨学金に加え、第二種奨学金（有利子）又はこれに準ずる奨学金も対象となります。 ③年齢 令和8年3月31日時点で35歳以下の方 ④居住地域 三重県内への居住を希望する方 ⑤対象企業・対象業種 三重県内で企業・団体等（本社所在地は問いません）への就業を希望する方又は三重県内で個人事業主として就業を希望する方 ※公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業は除く。	三重県のホームページを確認してください。 https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/miesalon/74737039887_00002.htm	